



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）（取扱課室名） ページ

○ 規則	
* 28 和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則	（下水道課）..... 1
* 29 和歌山県財務規則の一部を改正する規則	（会計課）..... 3
○ 告示	
841 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	（こころの健康推進課）..... 4
842 令和8年和歌山県告示第162号（令和8年度随時技能検定の実施）の一部改正	（労働政策課）..... 5
843 県営ため池等整備事業の工事の完了	（農業農村整備課）..... 5
844 保安林の指定施業要件変更予定	（森林整備課）..... 5
845 急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）..... 5
846 昭和52年和歌山県告示第812号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（ 〃 ）	 6
847 道路の位置の指定	（都市政策課）..... 6
○ 警察本部告示	
50 令和8年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集	 6
○ 訓令	
* 27 和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令	（こころの健康推進課）..... 7
○ 公営企業管理規程	
* 3 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程	 9

規 則

和歌山県規則第28号

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。
令和8年9月29日
和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則
和歌山県流域下水道事業財務規程（平成31年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（帳簿及び伝票の種類及び保管） 第 9 条 流域下水道事業に関する取引を記録し、 計算し、及び整理するため、下水道課には次の 各号に掲げる帳簿を、それぞれ当該各号に定め る様式により備えなければならない。 (1)～(9) 略 (10)～(14) 略 2・3 略 第31条から第36条まで 削除	（帳簿及び伝票の種類及び保管） 第 9 条 流域下水道事業に関する取引を記録し、 計算し、及び整理するため、下水道課には次の 各号に掲げる帳簿を、それぞれ当該各号に定め る様式により備えなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 支払小切手整理簿 別記第13号様式 (11)～(15) 略 2・3 略 (小切手の番号) 第31条 小切手には、小切手帳の使用区分ごとに

	<u>1 年度間を通じる連続番号を付さなければならない。</u> <u>2 書損等により廃棄して小切手に付した番号は、使用してはならない。</u> <u>(小切手の交付)</u> <u>第32条 小切手は、当該小切手の受取人が正当な受取権限のある者であることを確認した上でなければ、交付してはならない。</u> <u>2 小切手は、受取人に交付するときでなければ小切手帳から切り離してはならない。</u> <u>3 受取人に小切手を交付し、支払手続を終えたときは、領収書を徴さなければならない。</u> <u>(小切手振出通知)</u> <u>第33条 企業出納員は、小切手を振り出したときは、その都度、小切手振出通知簿によりその授受を明らかにしておかななければならない。</u> <u>(記載事項の訂正)</u> <u>第34条 小切手の券面金額は、訂正してはならない。</u> <u>2 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するには、その訂正を要する部分に二線を引き、その上部又は右側に正書し、かつ、その訂正箇所の上方の余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して企業出納員の訂正印を押さなければならない。</u> <u>(書損小切手)</u> <u>第35条 書損等による小切手を廃棄するには、当該小切手に斜線を朱書きした上「廃棄」と記載し、その小切手帳に残しておかななければならない。</u> <u>(不用小切手用紙及び原符の整理)</u> <u>第36条 企業出納員は、使用小切手が不用となったときは、当該小切手帳の未使用用紙は、速やかに出納取扱金融機関に返戻して領収証書を受け取り、当該小切手帳から振り出した小切手の原符とともに保存しておかななければならない。</u>
(出納事務) 第39条 略 2 出納取扱金融機関は、企業出納員の発行した小切手又は企業出納員の通知により支払事務を行わなければならない。 3 略 (口座振替による支払) 第43条 出納取扱金融機関は、企業出納員から口座振替依頼書の送付を受けたときは、当該債権者の申し出た金融機関の当該口座に振り替えなければならない。この場合において、口座振替済通知書を企業出納員に提出しなければならない。 2 略	(出納事務) 第39条 略 2 出納取扱金融機関は、企業出納員の発行した小切手により支払事務を行わなければならない。 3 略 (口座振替による支払) 第43条 出納取扱金融機関は、企業出納員から口座振替依頼書を添えて小切手の交付を受けたときは、当該債権者の申し出た金融機関の当該口座に振り替えなければならない。この場合において、口座振替済通知書を企業出納員に提出しなければならない。 2 略

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式 削除

別記第22号様式中

「

小切手 番 号	
取扱区分	

」

を

「

取扱区分	
------	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の和歌山県流域下水道事業財務規程の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後になされる会計その他の財務の処理について適用し、施行日前になされた会計その他の財務の処理については、なお従前の例による。

和歌山県規則第29号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 4（第55条関係）			別表第 4（第55条関係）		
経費区分	経費説明	添付書類	経費区分	経費説明	添付書類
略		略	略		略
旅費	費用弁償及び普通旅費	旅行命令簿、 <u>旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則第3条に規定する旅費計算書及び同規則第4条に規定する書類</u>	旅費	費用弁償及び普通旅費	旅行命令簿、 <u>旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則（昭和42年和歌山県規則第20号）第3条に規定する旅費計算書及び同規則第4条に規定する書類</u>
交際費	略	略	交際費	略	略
需用費	食糧費及び光熱水費	略	需用費	<u>庁外者の応対に要する経費</u>	請求書
	<u>前号以外のもの</u>	請求書、契約書又は請書及び検収調書		<u>前号以外のもの</u>	請求書
役務費	運搬料、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料及び各種損害保険料	請求書、契約書又は請書及び検査調書	役務費	食糧費	略
				光熱水費	請求書
				<u>前号以外のもの</u>	請求書、契約書又は請書及び検収調書
				郵便料のうち後納契約によるもの	請求書

	<u>前号以外のもの</u>	<u>請求書</u>		<u>運搬料、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料及び各種損害保険料</u>	<u>請求書、契約書又は請書及び検査調書</u>
				<u>前各号以外のもの</u>	<u>請求書</u>
略	略	略	略	略	略
負担金、補助及び交付金	<u>施設関係の負担金及び補助金</u>	略	負担金、補助及び交付金	<u>施設関係の負担金</u>	略
	<u>前号以外の負担金及び補助金</u>	略		<u>前号以外の負担金</u>	略
	<u>交付金</u>	<u>請求書</u>		<u>施設関係の補助金</u>	<u>請求書、交付決定通知書又は交付確定通知書の写し及び検査調書</u>
				<u>前号以外の補助金</u>	<u>請求書及び交付決定通知書又は交付確定通知書の写し</u>
扶助費		略	扶助費	<u>前各号以外のもの</u>	<u>請求書</u>
				<u>社会保険診療報酬支払基金に支払を委託するもの</u>	略
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第841号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

平成25年和歌山県告示第398号（県立こころの医療センター診療費収納事務の委託）は令和8年7月31日限り廃止した。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 指定公金事務取扱者として指定した者
 - 名称 株式会社ニチイ学館
 - 事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 委託した公金事務
和歌山県立こころの医療センター診療費の収納事務

- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年8月1日
- 4 公金事務の委託をした日
令和8年8月1日

和歌山県告示第842号

令和8年和歌山県告示第162号（令和8年度随時技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和8年9月29日から適用する。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

本文中「ニット製品製造（丸編みニット製造作業）」を「さく井（パーカッション式さく井工事作業）」、ニット製品製造（丸編みニット製造作業）」に、「鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、）」を「さく井（パーカッション式さく井工事作業）」、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、）」に、「鑄造、」を「さく井、鑄造、」に改める。

和歌山県告示第843号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 三ツ池中池地区
- 2 確定年月日 令和6年7月4日
- 3 工事を完了した時期 令和8年9月3日

和歌山県告示第844号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第845号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

東高松地区急傾斜地崩壊危険区域

和歌山県和歌山市東高松四丁目の区域のうち、次の1点から8点までを順次結んだ線及び1点と8点を結んだ線によって囲まれた土地の区域。この場合において、各点を結ぶ線は直線とする。

- 1点 北緯34度12分15秒4726
東経135度10分31秒8365
- 2点 北緯34度12分14秒4317
東経135度10分32秒0423
- 3点 北緯34度12分13秒9299
東経135度10分30秒5948
- 4点 北緯34度12分12秒8264
東経135度10分29秒1393
- 5点 北緯34度12分13秒8207
東経135度10分28秒4337
- 6点 北緯34度12分14秒4181
東経135度10分29秒1513
- 7点 北緯34度12分15秒2434
東経135度10分29秒7699
- 8点 北緯34度12分15秒1990
東経135度10分31秒0573

和歌山県告示第846号

昭和52年和歌山県告示第812号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

東高松急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第847号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3739	田辺市秋津町字西八町254番1の一部	田辺市新庄町3739番地の1 株式会社青建 代表取締役 青木克樹	令和 8. 9. 14	4. 10	22. 61

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第50号

個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第53条第2項の規定に

基づき、令和8年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和8年9月29日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

- 1 募集期間
- 令和8年9月30日（水）から同年10月29日（木）までの間
- 2 提案の対象となる個人情報ファイル
- 提案の対象となる個人情報ファイルは、和歌山県警察のホームページ（https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/05_kenkei/kunrei/kozinjyouhoukouhyou/index.html）に掲載の「公表に係る個人情報ファイル簿一覧」に登載されている個人情報ファイル簿において行政機関等匿名加工情報の提案を募集する旨を記載しているものとする。
- 3 提案の方法等
- 令和8年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり
- （令和8年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県警察情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県警察のホームページ（https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/05_kenkei/kunrei/kozinjyouhoukouhyou/teian.html）に掲載する。）

訓 令

和歌山県訓令第27号

福 祉 保 健 部
和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程（昭和61年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（査定減等の処置） 第15条 前条の請求に対し、保険者又は保険者から委託を受けた医療情報基盤・診療報酬審査支払機構から決定通知があった場合は、調査のうえ増減のある場合においては、調定額増減の手続をしなければならない。 2 略	（査定減等の処置） 第15条 前条の請求に対し、保険者又は保険者から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から決定通知があった場合は、調査のうえ増減のある場合においては、調定額増減の手続をしなければならない。 2 略

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第4条関係)

【 受 付 票 】

受付番号は 番です。

番号でお呼びします。

受付日		診療科		☐ 他科あり
患者番号	患者氏名	性別	生年月日	年齢

予約／予定

診療科	予約時間	診察内容	診察医	備考

指示	内容	実施
	注射	
	採血	
	レントゲン	
	CT	
	心電図	
	脳波	
	超音波検査	

指示	内容	実施
	認知行動療法(分)	
	心理検査	
	認知機能検査	
	初 診(分)	
	診断書(通)	
	紹介状(通)	

☐ その他備考

別記第8号様式中

「主 査」を「」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別記第3号様式及び別記第8号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第3号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月29日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第32条 削除	<u>（支払資金の交付）</u> 第32条 企業出納員は、第24条第1項ただし書の規定により出納取扱金融機関をして現金による支払をさせるときは、その支払資金の所要額について出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「現金払」の印を押して出納取扱金融機関に交付しなければならない。
（隔地払） 第35条 略	（隔地払） 第35条 略 <u>2 前項の規定により送金依頼書を出納取扱金融機関に送付するときは、あらかじめ出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出しその余白に「隔地払」の印を押して出納取扱金融機関に交付しなければならない。</u>
2 略	3 略
（口座振替の方法による支出） 第36条 略	（口座振替の方法による支出） 第36条 略 <u>2 企業出納員は、前項の規定による支払をしようとするときは、前条第2項の規定に準じて手続をしなければならない。</u>
2 略	3 略
（出納事務） 第52条 略	（出納事務） 第52条 略
2 出納取扱金融機関は、企業出納員の発行した小切手又は <u>企業出納員の通知</u> により支払事務を行わなければならない。	2 出納取扱金融機関は、企業出納員の発行した小切手により支払事務を行わなければならない。
3・4 略	3・4 略
（口座振替による支払） 第57条 出納取扱金融機関は、企業出納員から口座振替依頼書の送付を受けたときは、当該債権者の申し出た金融機関の当該口座に振り替えなければならない。この場合において、口座振替済通知書を企業出納員に提出しなければならない。	（口座振替による支払） 第57条 出納取扱金融機関は、企業出納員から口座振替依頼書を添え小切手の交付を受けたときは、当該債権者の申し出た金融機関の当該口座に振り替えなければならない。この場合において、口座振替済通知書を企業出納員に提出しなければならない。
2 略	2 略
別表（第11条関係）	別表（第11条関係）

勘定科目表

収益

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

費用

(1) 工業用水道事業

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用	営業費用	略	略	略
		その他営業費用	略	
	略	略	略	略

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
土地造成事業費用	営業費用	略	略	略
		その他営業費用	略	
	略	略	略	略

資産

固定資産

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

土地造成勘定

略

流動資産

略

資本

資本金

略

勘定科目表

収益

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

費用

(1) 工業用水道事業

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用	営業費用	略	略	略
		その他営業費用	略	
	略	略	略	略

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
土地造成事業費用	営業費用	略	略	略
		その他営業費用	略	
	略	略	略	略

資産

固定資産

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

土地造成勘定

略

流動資産

略

資本

資本金

略

剰余金

略

負債

固定負債

略

流動負債

略

繰延収益

略

剰余金

略

負債

固定負債

略

流動負債

略

繰延収益

略

別記第16号様式中

「
受 領 者 氏 名 印
」

を

「
受 領 者 氏 名
」に改

める。

別記第30号様式及び別記第31号様式を次のように改める。

別記第30号様式（第67条関係）

庫 入 伝 票

庫入 No.		庫入年月日		年	月	日	整理 No.	
借方科目	款 貯蔵品	発 行 先			摘要		貸方科目	款
	項	発 行 番 号						項
	目	発行年月日						目
	節	用 途						節
品 名		形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
上記の貯蔵品を取得しました。						所 属 長		

別記第31号様式（第67条関係）

庫 出 伝 票

庫出 No.		庫出年月日		年	月	日	整理 No.	
借方科目	款	発 行 先		摘要		貸方科目	款 貯蔵品	
	項	発 行 番 号	項					
	目	発行年月日	目					
	節	用 途	節					
品 名		形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
上記の貯蔵品を使用しました。						所 属 長		

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表、別記第16号様式、別記第30号様式及び別記第31号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の和歌山県公営企業財務規程の規定は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後になされる会計その他の財務の処理について適用し、施行日前になされた会計その他の財務の処理については、なお従前の例による。